

Alessandro STANZIANI ed.
*Le Travail Contraint en Asie et en Europe
XVIIe-XXe siècles.*

——アジアとヨーロッパにおける強制労働 17-20世紀

清水 克洋

はじめに

本書は、大きな構想に基づく野心的試みである。「地域間の知識・制度の流通」, 「労働組織と労働時間の増大」, 「労働の強制にかかわる国家の役割」を扱う3部からなり、編者による序文と、編者を含む12人の論文から構成されている。それらは、「強制労働」のグローバル史と言うべき試みにふさわしく、17世紀から20世紀のアジアとヨーロッパをカバーする。編者A.スタンジアニによって提示される基本概念と方法がこの構想を基礎づける。

1 強制労働のグローバル史：基本概念と方法

編者スタンジアニは序文において、本書の構想と方法を提示する。また、彼は、別な機会に本書の構想、方法を理解する上で見落とすことのできない論文を公表している⁽¹⁾。これらも合わせて、まず、スタンジアニの「強制労働」概念を検討しよう⁽²⁾。

(1) とくに、次のものは、本書の構想のもとになったものと考えられる。A. Stanziani, Free Labor - Forced Labor: An Uncertain Boundary? The Circulation of Economic Ideas between Russia and Europe from the 18th to the Mid 19th Century. *Kritika: Explorations in Russian and Eurasian History* 9, 1 (Winter 2008) : 27-52. また、The Traveling Panopticon: Labor Institutions and Labor Practices in Russia and Britain in the Eighteenth and Nineteenth Centuries. *Comparative Studies in Society and History* 2009, 51 (4) : 715-741も、序文および彼自身のロシアに関する章を理解する上で役立つ。

(2) スタンジアニは、「強制労働」について、3つの用語を使用している。本書の表題となっているのは、le travail contraintであり、序文ではle travail forcé (the forced labor) が今日における隠された奴隷制、とくに児童のそれを指す用語として使われ、論争的になっており、それに巻き込まれない配慮もあって、le travail contraintを使うとされる。ただし、上記英語論文においてはthe forced laborとunfree laborが本書におけるle travail contraintと同義で使われており、本書評においても「強制労働」と訳して特別な区別はしない。

スタンジアニは、「自由な労働の諸形態、定義と、隷属の諸形態のそれは相互関連している」ことを、「この書物の出発点における仮定」として置く。すなわち、イギリスにおいて、自由な契約に基づく関係の下で、労働者は、召使の身分に近く、雇用主に対してきわめて限定された権利しか持たなかったことが、これまで見落とされてきたとする。さらに、この自由契約が、植民地やインドに持ち込まれ、そこでの隷属の在り方を再編し、これがまた、イギリスにおける関係に影響したことが指摘される。

スタンジアニは、「自由労働－強制労働 (Free Labor - Forced Labor)」論文において、18世紀から今日までのロシア経済と主要ヨーロッパ国経済の比較は、経済発展と後進性にかかわらせて、ロシア、東ヨーロッパの強制労働forced laborと西ヨーロッパの自由労働free laborに着目してきたとする。これに対して、最近の研究は両者の境界が20世紀まで不明確であったことを示すと言う。「旅するパノプティコン (The Traveling Panopticon)」論文では、17世紀から19世紀中葉にかけて、ロシアや東ヨーロッパにおいて再版農奴制として知られる労働移動への強制が強められるのと同時に、イギリスやフランスにおいて、救貧法制定や、ギルド制の維持、主従法の強化が生じたとして、むしろ、両者の共通性を指摘し、従来の議論のイデオロギー性を抉り出す。その上で、「ロシアの農奴が自由でイギリスの賃金労働者が奴隷だと言うのではない」としながらも、自由労働と強制労働の連続的差異に注目すべきであると結論する。

啓蒙主義から始まる西ヨーロッパに支配的な経済思想の核心に自由な労働と強制労働という認識枠組みを見出し、そのイデオロギー性を批判した上で、強制労働をグローバルヒストリーの基礎概念としようとするスタンジアニの議論は、労働者に対する専制的指揮権としての資本概念によって、工場体制・労働市場の在り方を考察してきた評者にとって、親和的であり、魅力的である。ただし、直ちに次の疑問が生ずるのを抑えがたい。すなわち、「強制労働」の概念が今日なお人々に訴えかけるものが大きいとするならば、それは、単に、奴隷制、農奴制に対する批判としてではなく、大多数の人々の境遇である現代の賃労働そのものが「強制労働」であり、いよいよその性格が強まっているとの日常感覚ではないであろうか。スタンジアニが重視するイギリスにおける主従法に関して、単に19世紀の問題としてではなく、「自由な契約」と「労働の強制」がいかにして両立しうのかという今日にも通ずる問題として捉えなおすべきではないのか⁽³⁾。これとかかわって、「自由な労働と強制労働の段階的差異に注目すべきである」とされ、自由と強制の「程度」が重視されると、歴史研究における方向性としては肯定できるとしても、両者の境界がぼかされ、「強制労働」という言葉が帯びる現実批判の力が弱められることになりはしないか⁽⁴⁾。

(3) この点に関しては、既に森建資が、自由な契約と労働の場における資本家の指揮命令権への全面的服従を問題とし、イギリスにおいては、資本賃労働関係の本格的な成立以前に、主従法によって、雇用主への服従が規範化されており、賃金労働者もまたこの主従法に服したことが、自由契約の下での労働の強制を可能にしたと結論づけている。森建資「雇用関係の生成」1988年 参照。また、K.マルクスが資本・賃労働関係を「奴隷制」と形容したことを、正面から問題にしたJ.-P.de Gaudemar, L'Ordre et Production. Naissance et forme de la discipline d'usine.1982.参照。

(4) スタンジアニは、「自由労働－強制労働」論文において、「奴隷制と賃労働とを結びつける経済学者を非科学的と批判しながらも、マルクスも最終的にはこのレトリックに屈した」とする。しかし、賃労働を「強制労働」と捉えようとするのが「賃金奴隷制」という言葉を使ったマルクスの意図であったとするなら、スタンジアニはこの点で現代の労働についての評価を下すべきであろう。

方法的な基本概念は上の「強制労働」であるとして、本書の方法的特徴として、以下の2つの補足的概念を指摘しておかねばならない。まず、「制度、知識の流通 (伝播)」である。スタンジアニは経済主体間の経済的・法的制度、知識の相互作用を重視する。例えば、ロシア、あるいはインドとイギリスの関係を見るときに、イギリスから制度や知識が持ち込まれるだけでなく、前者に存在した制度がイギリス的概念によって読みかえられ、それが制度そのものに影響を与え、またこうして確立し、変化を遂げるロシア、インドの制度、知識がイギリスのそれに反作用することを考慮

すべきとするのである。これが強調される場合、必ずしも明示はされないが、I.ウォーラステイン批判が意識されていた⁽⁵⁾。『近代世界システム』にあっては、西ヨーロッパの経済発展が東ヨーロッパを市場経済に巻き込み、「再版農奴制」が生み出され、「中心-周辺」構造が形成されることになり、影響は一方的である。これに対して、スタンジアニは、単なる制度の伝播ではなく、その認識枠組みの流通をもとらえ、双方の相互作用を重視するのであり、歴史理解の一般的方法としては肯定できる。しかし、現実に歴史分析に利用する上では、一方的影響を明らかにすることに比べて、実証の難しさを覚悟しなければならない。

(5) スタンジアニは、別な個所で、「出発点として、西側の文化的、経済的支配を考察しようとするものではない」、あるいは、「モデルや人間の文化的、物質的な交流は、中心-周辺シェーマに必ずしも従うものではない」と、ウォーラステインを批判している。Cf. Introduction: Labour Institutions in a Global Perspective, from the Seventeenth to the Twentieth Century. IRSH 54 (2009) pp.351-358.

いま一つの補足的な概念は「プロト工業化」である。スタンジアニは、19世紀中葉のヨーロッパで放棄されたプロト工業が、アジアでは絶えず発展し、今日までの労働集約的成長の基礎をなしていることを最近の研究が明らかにしたとし、この成長様式は、労働とその制度の歴史的役割の再検討に帰着すると結論する。産業革命が労働時間を増大させたとする通説を批判して、あるいは産業革命そのものの限界を強調して、西ヨーロッパにおいて、プロト工業期、あるいは「産業革命」を含む19世紀前半に労働時間が延長され、様々な労働「強制」の制度と結びついたのである。それ以降においても、アジアにおける経済発展がプロト工業によるものであり、それが長時間労働、「強制労働」をもたらすとされる。こうして、「強制は、労働の様式、とりわけ労働時間とかかわる」とし、「強制労働」の概念規定を補足する。長時間労働が「強制労働」と密接に結びつくことは肯定しようとしても、2つの点が指摘されねばならない。まず、スタンジアニの言う「強制労働」は、20世紀以降、少なくとも、西ヨーロッパにおいては問題にならないのかという疑問である。彼が、いわゆる産業革命ではなく、19世紀末の第2次産業革命、社会国家の成立に大きな時代区分を見ていることもこの疑問を強める。第2に、その見通しが的外れではないとしても、「強制労働」をプロト工業にいわば固有なものとして実証するためには、本書のような、各国の限定された実証を集めるというやり方では不十分である。また、後で見るように、各国のプロト工業の実態解明は、個別的にもほとんどなされていない。もちろん、経済発展における広い意味でのプロト工業の役割、プロト工業化と強制労働との結びつきに関する問題提起は、評価されるべきであり、今後の議論の出発点としては肯定できるとしても⁽⁶⁾。

(6) 「プロト工業(化)」概念は、「産業革命」の前提、その原動力となる工業化と捉えるべきであり、機械制大工業とともに、あるいはそれに促されて広く展開することになる農村工業までもが「プロト工業」とみなされるとうると、概念の拡張適用となると言わざるを得ない。

2 本書の構成と各論文の位置づけ

上に見た方法に基づいて、時代と地域の選定が次のように説明される。まず、17世紀から20世紀を対象とすることについて、奴隷制廃止論者の運動と、アンシャン・レジームの終末、18,19世紀のイギリスフランスにおける「近代的契約」の発展によって、18世紀が決定的な断絶をもたらすとさ

れてきた通説に対して、奴隷制廃止以降の隷属と奴隷制の諸形態の存続、西ヨーロッパにおける様々な隷属の存続が新たな研究成果として生まれていることを確認し、17-20世紀の継続性を強調したいとする。次いで、ヨーロッパのダイナミズムは、世界の他の地方との関連なしには把握できないこと、これとかわって、ヨーロッパ・アフリカ、ヨーロッパ・アメリカ関係は研究が進んでいるが、ヨーロッパ・アジア関連の研究が相対的に少ないとされ、フランス、日本、インドの3地域を優先し、補足的にロシア、中国、オスマン帝国、イギリス帝国を取り上げるとする。この時代と地域の選択は、編者の「強制労働」の概念を前提すればそれなりに筋が通っている。ただし、広大な地域の400年間を対象とし、しかも「強制労働」概念に基づく概説ではなく、各論考に実証を求めるような形でなされることになると、野心的試みとしては評価できるとしても、その試みが大きな困難を伴うことになることは否めない。

その困難をあえて引き受け、本書に一つのまとまりを与えているのは、編者スタンジアニによる、さきに見た方法の展開と、それに基づく論文の選択、編成である。各論文の全体的な位置付けは、序文末の「本書の構成」によって与えられる。まずこれを紹介し、次いで、基本概念と関連させて各論文の位置づけを再検討し、評者の見解を提示する。

第1部「法的モデルとグローバル経済のダイナミクス」は、知識の伝播を経済的ダイナミズムに関連付ける。P.マハパトラの「契約の諸矛盾。19世紀植民地インドにおける労働関係の起源」は、前植民地時代のインドにおける実践がイギリス支配期の労働秩序に及ぼす影響と、インドで採用された法的解決策がイギリスにおける契約の進化に及ぼす影響を明らかにする。次の、S.ディーキンによる「労働における強制：18-20世紀におけるコモン・ロウと民法のシステムの比較」が、18-19世紀のイギリスが自由な労働の国ではなく、その諸条件と法的地位が召使や隷属民に近い労働者が見出されることを明らかにし、インドとイギリスの相互作用が可能であることを示すとす。これを前提にして、日本に関する、A.千本の「1911年工場法の歴史。職業能力、徒弟制及び労働時間」は、日本における労働の諸観念や実践とそれに対する西ヨーロッパの影響との相互作用を検討することになる。この相互作用のより複雑な事例を対象とするのが、W.G.クラレンス・スミスによる「困惑する制度：イスラムにおける奴隷制の廃止」であり、イスラム内部での奴隷制廃止論者の存在を明らかにし、地球規模での奴隷制の特殊性と共通性についての考察に導く。

第2部「労働組織：労働時間と地方慣習」は、作業場と商業企業における労働組織を研究する。K.榎「絹製糸業の近代工業における労働時間」と、P.ヴェルニユの「賃金交渉、労働強制を支配するための慣習の安定化。19世紀リヨン工業地帯における同数代表集団規制への際立った熱望」は、19世紀における労働時間の増大、家族経営の活発さ、農業のリズムとマニュファクチュアの組織の間の緊張を、同じやり方で示す。S.西坂とC.マルコヴィツは日本とインドの商業企業における労働規律、昇進、徒弟修業、処罰の実態を解明し、両事例において、手代が移動の制限を受け、奉公人や隷属民に近い地位にあったことが示される。ともに非ヨーロッパに属する両者の比較は、西ヨーロッパ基準ではない今後の比較研究の発展方向を示唆する。

第3部「移動における強制：隷属民、奉公人、賃金労働者」は、労働強制の定義と実施における国家の役割を問題とする。編者であるA.スタンジアニの章は、ロシアにおいて、農奴制が本当の意味では制度化されなかったことを示し、H.ツルンドルフエルは、中国について、奴隷と農奴が人口

圧の下で早期に消滅したという通説を批判する。フランスについては、A.ドゥエルブが、これまで十分に検討されてこなかった労働者手帳制度を取り上げ、革命後「自由」とされてきた労働者の移動に強いコントロールが加えられていたことを明らかにし、C.ジョシは、インドにおいて、公共事業に囚人の労働が利用される事実とそれを支えた論理を解明する。

編者による本書の構成は上の通りであるが、基本概念である「強制労働」に即して見ると、西ヨーロッパとそれ以外の地域との対比、相関関係が本書の骨格をなしている。したがって、「自由な西ヨーロッパ」を批判する、S.ディーキンのイギリスについての論考と、その補論とも言うべきA.デュエルブのフランスについてのそれへの言及は不可欠である。S.ディーキンは産業革命期イギリスにおいて、大部分の労働者の雇用関係を規制したのは1747年以降の主従法Masters and Servants Actsであり、契約の「黄金期」とも言うべきこの時代に、労働者は契約を介して、労働を強制されていたとする。すなわち、主従法の下では、労働者の側からの契約破棄は、刑事罰の対象となり、例えば、1858年から主従法が破棄される1875年までの期間に、逃亡や労働拒否での訴追が年平均7,000件に上ったとするのである。さらに、19世紀末以来の大企業の増大、福祉国家の出現の下で、様々な社会的リスクを企業が負担し、労働者はこのリスクからの保護と引き換えに従属の関係に入り、主従法の廃止にもかかわらず、従属的關係が引き継がれたとされる。主従法的関係が植民地に輸出され、鉱山やプランテーションでの安価な労働力確保のために、より過酷なものとなるとの指摘も興味深い。例えば、いくつかのプランテーション会社における刑罰の率は、イギリスでもっとも主従法が厳しく適用された地域に比べても50倍に上ったとされる。

工業労働者までもが、主人と召使の関係を規制する主従法の下に置かれ、契約破棄に刑事罰が適用されることで、労働が強制されていることを強調するディーキンの考察は説得的であり、イギリス産業革命期の労働者の在り方に関する旧来のイメージを覆すに十分なものである。ただし、逆に自由な関係が見えにくいと言える。編者スタンジアニは「イギリスの賃金労働者が奴隷だと言うのではない」とし、また、ディーキンも、イギリスに比べた植民地における主従法的あり方の過酷さを指摘するのではあるが、編者の言う自由と強制の「程度」が必ずしも十分に解明されているとは言えない。この点ともかかわって、興味深いのがデュエルブによるフランスにおける労働者手帳制度に関する考察である。

デュエルブは、「契約が、当事者間の自由、平等を意味するとするならば、それは労働者に課せられた強制の観念といかに両立するのか」との問題を提起し、主従法が存在しないフランスにおいては、1803年に再確立され1890年に廃止されることになる労働者手帳制度こそ、労働者を雇用主に従属させ、服従させる手段であるとする。工業労働者に保持が義務付けられるこの手帳は、契約が解除される際には、雇用主によってその旨が確認され、新しい雇用に際しては雇用主に提示され、居住地が変わる際には市長による、または警察での確認を受けるものである。要約的に、労働者手帳は、労働者の規律化、警察による監視、労働移動の制限など、種々の機能の混合物であり、当時のフランスにおいて労働が強制を受けていたことを示すものであるとする。さらに、通説では、労働者手帳が必ずしも実施されてこなかったとされるのに対して、1869年の調査を新たに検討し、一部の労働者による労働能力証明としての肯定的評価もあり、これまで考えられていた以上に利用され、役割を果たしていたとするのである。

19世紀イギリスとフランスにおける労働を強制する制度に関する2つの論考は、編者スタンジアニの意図に沿ったものであり、「自由な西ヨーロッパ」に対する批判として、さらには自由の制限の「程度」を明らかにするものとして評価できる。ただし、限界として次の点是指摘されねばならない。すなわち、当時両国においていわゆる熟練労働者、厳密には徒弟修業を経て「資格」を持つ労働者が、大きな位置を占めており、スタンジアニも序文においてこの点に言及しているにもかかわらず、両論文とも主従法、労働者手帳制度と熟練労働者、資格を持つ労働者との関係を問題にしていないからである。この点は、われわれにとっても今後の研究課題である⁽⁷⁾。

(7) 2論文は、労働を外的に強制する制度の存在とその役割を解明してはいるが、資本家による労働者に対する労働強制の究極の場は現実の労働過程であり、ここでいかにして強制が成り立つのかが、自由な契約と労働強制の核心的問題であると考えられる。この点の解明は、これまで、徒弟制、「資格」を持つ労働者の問題を検討してきた我々に課せられている重要課題である。

インド、オスマン、ロシア、中国に関する論考については、イギリスからの制度の導入、より過酷な制度への転化を解明する点では編者の意図に沿った成果をあげているが、制度の相互関係、相互流通については必ずしも十分ではないことを指摘するにとどめる。最後に、3人の日本に関する論考に言及する。製糸業における20世紀初頭から1926年改正工場法、1929年女子労働者の深夜業禁止に至る時期の労働時間の変遷を、労働過程の技術変化に伴う通年操業の進展とかかわって実証的に論じた榎論文、1881年から検討が開始され、1911年成立、1916年施行の工場法制定のプロセスを検討し、これまでの議論に欠けていた熟練労働者養成、確保の視点で統一的把握を試みた千本論文、越後屋の「改勤帳」、「批言帳」を素材として、江戸時代における商業労働者の欠勤時間、規律違反管理の実態を解明し、雇用主による規律化の方向と、一般的な労働市場の構造に規定されたその限界を解明した西坂論文は、それぞれ、日本の資本主義発展と労働、労働者の在り方を解明する力作であり、その点では、強制労働のグローバルヒストリーという本書の主旨に沿ったものになっている。ただし、プロト工業化と労働強化を結びつけ、とくにその事例を日本に求める編者の意図とは齟齬をきたしていると言わざるを得ない。最も関連すると考えられる榎論文もその対象は製糸業であり、寄宿制による生活時間全般に対する管理が貫かれているとはいえ、工場体制化、合理的労働時間管理が進んでゆく事態の追跡がなされているのであり、プロト工業の典型事例とは言い難い。ヴェルニュによるリヨンの絹織物業についての論文との比較も媒介環なしには不可能である。千本、西坂論文は直接的にはプロト工業化とは関連していない。

強制労働のグローバル史と言うべき本書は、編者の大きな構想、とくに「自由な西ヨーロッパ」と、「強制的東ヨーロッパ、アジア」という旧来のイデオロギッシュな対比、認識枠組みの批判が、各著者によるイギリス、フランスの産業革命期における労働強制制度の存在と、ロシア、インド、オスマン、日本における労働強制の「程度」の解明によって支えられ、今後の経済史研究に大きな刺激を与えるものとなっている。

(しみず・かつひろ 中央大学商学部教授)